

摂津市水道マッピングシステム再構築及び保守業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

摂津市水道マッピングシステム再構築及び保守業務委託

(2) 業務の目的

摂津市水道マッピングシステム（以下本システムという。）は、摂津市（以下「発注者」という。）が現在使用するマッピングシステム（以下既存システムという。）の運用が20年以上経過し、ハードウェアの更新時期も迎えたことから、既存システム情報を活用し、より正確な給配水施設情報のデータベース化を行い、水道管路情報を一元管理できるシステムの再構築を実施するものである。

発注者において本システムを導入することにより、業務処理を効率化し市民サービスの質的向上を目指すことを目的とする。

(3) 業務内容

別添「摂津市水道マッピングシステム再構築及び保守業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 業務期間

構築期間：契約日から令和7年3月31日まで

ただし、本システムの運用開始は令和6年9月1日とし、令和7年3月31日までは仮稼働期間とする。

運用保守期間：令和7年4月1日～令和11年3月31日（48ヶ月）

2. 本システム整備費の提案上限額

提案上限額：¥42,500,000-（消費税及び地方消費税を含む）

- ・ただし、システム構築は¥42,200,000、システム保守は¥10,400,000を超えない額とすること。（消費税及び地方消費税を含む）
- ・システム保守の提案上限額は、令和7年4月1日～令和11年3月31日の48ヶ月間の総額。
- ・この金額は契約金額の上限を示すもので、契約時の予定価格を示すものではない。
- ・見積書のシステムの構築等に係る金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。

3. 選定方法

公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者を決定するものとする。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者であること。

なお、参加資格基準日は参加表明書の提出日とするが、参加資格の確認の日から審査決定の日までの間に、当該要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する

- 者でないこと。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算開始の申立てがなされているものでないこと。
 - (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てがなされているものでないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく、更生手続開始の申立てが行われていないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく、再生手続開始の申立てが行われていないこと。ただし、更生手続開始の決定もしくは再生計画許可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員、また、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
 - (6) 国、大阪府または摂津市からの受注業務等指名停止を受けていないこと。
 - (7) システム（ソフトウェア及びハードウェア一式）の保守作業を行う社員が摂津市上下水道部までに概ね4時間以内で到着することができること。
 - (8) IS09001の認証を取得している法人であること。
 - (9) IS027001（ISMS）、またはプライバシーマーク（JISQ15001）を取得している法人であること。
 - (10) 過去10年間（平成25年～令和4年）で、給水人口10万人以上の水道事業体において水道マッピングシステム新規構築あるいは他社システムからの再構築に関する業務について、元請で受注し完了した実績を1件以上有すること。
 - (11) システムに関して、システムを自社で有すること、または、他社のパッケージ製品を購入し、摂津市の要求に応じたシステムの構築が可能であること。
 - (12) 摂津市の登録業者であること。

5. 担当部署・提出先

摂津市 上下水道部 水道施設課 管路整備係

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番10号

電話番号 06-6383-7635 FAX 06-6319-4435

電子メールアドレス suidou-shisetsu@city.settsu.osaka.jp

6. 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

	項目	日程
1	実施要領・仕様書等の配布	令和5年7月12日(水)から
2	参加表明書に関する質問書提出期限	令和5年7月14日(金)午後5時まで
3	質問に対する回答(参加表明書)	令和5年7月19日(水)
4	参加表明書の提出期限 業務提案書に関する質問書提出期限	令和5年7月24日(月)午後5時まで
5	参加資格審査結果の通知	令和5年7月26日(水)
6	質問に対する回答(提案書)	令和5年7月31日(月)
7	業務提案書等の提出期限	令和5年8月21日(月)午後5時まで
8	一次審査結果通知	令和5年8月25日(金)
9	二次審査(プレゼン審査)	令和5年9月1日(金)
10	二次審査結果の通知	令和5年9月5日(火)

※事務取扱時間 土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

7. 参加手続等

(1) 実施要領・仕様書等の配布

① 配布日

令和5年7月12日(水)から

② 配布方法

摂津市ホームページに掲載する。

(2) 参加表明書に関する質問の受付及び回答

参加表明書に関する質問の受付及び回答は以下のとおりとする。なお、7-(3)-①提出書類に関する事項以外は受け付けないものとする。

① 質問方法

質問書(様式1-1)によるものとし、上下水道部水道施設課に電子メールで提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。また、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

② 提出期限 令和5年7月14日(金) 午後5時まで

③ 回答方法

令和5年7月19日(水)に摂津市ホームページに質問者の名称等を伏せたうえで、全ての質問事項に対する回答を掲載する。

④ その他

- ・ 様式によらない質問書や受付期間を過ぎた質問書は一切受け付けない。
- ・ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し上下水道部水道施設課から電話等で確認を行うことがある。
- ・ 質問がない場合は提出する必要はない。

(3) 参加表明書等の提出

① 提出書類

提出書類	様式	説明
参加表明書	様式 2	正本には代表者印を押印すること。
商業登記簿謄本	—	発行 3 ヶ月以内のもの。
会社概要兼参加資格審査確認書	様式 3	・会社のパンフレットを添付すること。 ・取得している認証の認証登録書のコピーを添付すること。
業務実績調書	様式 4-1、4-2	・過去 10 年間（平成 25 年～令和 4 年）で給水人口 10 万人以上の水道事業体において同様の業務を元請けで受注し完了した実績を記載すること。 ・大阪府下での同様の業務の実績を記載すること。 ・実績については、契約書・仕様書・実績証明書等の写しを添付すること。
予定技術者資格及び経歴書	様式 5-1、5-2、5-3	・保有資格については、合格証明等の写しを添付すること。 ・類似実績とは、マッピングシステムの構築または再構築、及び、管網解析業務を指す。 ・実績については、契約書・仕様書・実績証明書等の写しを添付すること。 ・構築担当技術者と解析担当技術者がいる場合、本様式でそれぞれ作成すること。

② 提出期限 令和 5 年 7 月 24 日（月）午後 5 時まで

③ 提出方法 持参または郵送・宅配便等により提出すること。

ただし郵送または宅配便等で提出する場合は、提出期限までに必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

④ 提出部数 書面 2 部（正本 1 部、副本 1 部）※副本は正本のコピー

⑤ 参加資格審査（書類審査）結果の通知

上記提出資料による書類審査の結果は、令和 5 年 7 月 26 日（水）に電子メールで通知する。

(4) 業務提案書に関する質問の受付及び回答

業務提案書に関する質問の受付及び回答は以下のとおりとする。なお、審査（評価）に関する質問は一切受け付けないものとする。

① 質問方法

質問書（様式 1-2）によるものとし、上下水道部水道施設課に電子メールで提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。また、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

④ 提出期限 令和 5 年 7 月 24 日（月）午後 5 時まで

⑤ 回答方法

令和 5 年 7 月 31 日（月）に摂津市ホームページに質問者の名称等を伏せたうえで、全ての質問事項に対する回答を掲載する。

④ その他

- ・様式によらない質問書や受付期間を過ぎた質問書は一切受け付けない。
- ・質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し上下水道部水道施設課から電話等で確認を行うことがある。

- ・質問がない場合は提出する必要はない。

(5) 業務提案書等の提出

① 提出書類

提出書類	様式	説明
業務提案書表紙	様式 6	正本には代表者印を押印すること。
業務提案書	自由	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 4 サイズ ・ 基本的に両面印刷 ・ 文字サイズ 11pt 以上（図表等はその限りではない。） ・ 目次を作成すること ・ ページ番号を振ること ・ 「摂津市水道マッピングシステム再構築及び保守業務委託特記仕様書」を確認のうえ、以下の内容を網羅した提案とすること。（※この内容に限るものではない。） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務実施方針 ➢ 業務体制、業務フロー、業務工程 ➢ 業務内容 ➢ マッピングシステム機能 <ul style="list-style-type: none"> ● 基本機能・概要・ハードウェア構成 ● システム操作 ● 印刷機能、出力サンプル ● 入出力機能 ● 集計・計測機能 ● 入力編集機能 ● ファイリング機能 ● データ取り込み機能 ● システム管理機能 ● セキュリティ対策 ➢ 水道専用機能 ➢ 管網解析機能 ➢ 保守・運用業務 <ul style="list-style-type: none"> ● 体制・メンバー構成 ● 緊急時対応の考え方 ➢ 操作研修 ➢ 拡張性・将来性 ➢ 独自提案
プレゼンテーション資料	自由	<p>二次審査（プレゼンテーション審査）の際にパワーポイントやスライドを使用する場合、資料を印刷したものを業務提案書とともに提出すること。（使用しない場合は不要。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A 4 サイズ ・ 両面印刷 ・ ページ番号を振ること ・ 内容は業務提案書の内容を逸脱しないものとする
提案見積書	様式 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム構築、管網解析、導入、機器購入、職員研修などと保守業務費用を見積もること。 ・ 見積価格は提案上限額を超えないようにすること。提案上限額を超えた見積書を提出した場合は失格とする。 ・ 提案見積書の額は消費税及び地方消費税込みの金額とする。 ・ 正本には代表者印を押印すること。
提案見積内訳書	自由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各項目については経費を含んだ金額とし、消費税及び地方消費税を抜いた金額とする。 ・ 業務提案書に記載した内容については、数量、種別等がわかるようにすべて明記すること。 ・ 保守期間の各年度費用がわかるように記載すること。
機能要件確認書	様式 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入する予定のシステムについて、機能要件確認書にて機能充足状況を記入すること。（◎：標準、○オプション、△カスタマイズ対応、×：非対応） ・ 提案費用外として記載が必要である場合にはかかる費用とともに明示し、混同する可能性を排除すること。

- ② 提出期限 令和5年8月21日(月)午後5時まで
- ③ 提出方法 持参または郵送・宅配便等により提出すること。
ただし郵送または宅配便等で提出する場合は、提出期限までに必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
- ④ 提出部数
様式6～8及び提案見積内訳書：1部
業務提案書、プレゼンテーション資料：8部
- ⑤ 特記事項
- ア 提出された書類は返却しない。また、提出された書類はこれを提出したものに無断でプロポーザル手続きの目的以外で使用しない。
- イ 業務提案書等の提出後に追加資料の提出を求めることがある。なお、追加資料の提出期限は、摂津市の指定した日までとする。
- ウ 提出された書類は提出期限までの間は改変することができる。この場合においては、当該書類をいったん持ち帰り改めて改変された書類を提出期限までに提出すること。
- エ 提出期限後における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、組織変更等やむを得ない場合の業務実施体制の変更については、この限りではない。
- オ 略語や専門用語には注釈をつけるなどわかりやすい文章にすること。
- カ 業務提案書の内容は、参加者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- キ 機能要件書への対応状況は、原則として委託契約の締結時における仕様に反映する。
- ク 提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が受託候補者の特定に必要な事務手続き等の範囲において、複製、記録及び保存する。また、摂津市情報公開条例(平成22年条例第25号)の規定に基づき公開する場合がある。

8. 受託候補者の特定

(1) 一次審査

必要書類及び技術提案書等について、審査委員会において「【別表】摂津市水道マッピングシステム再構築及び保守業務委託 選定評価基準表」に基づき評価を行い、一次審査集計点を合計した点数の高い上位5者を二次審査の参加者として選定する。

一次審査の結果は令和5年8月25日(金)に電子メールで通知する。

なお、参加者が5者を超えない場合は一次審査を行わず、参加者全てがプレゼンテーションを実施することとする。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)の実施

① 実施日・場所

実施日：令和5年9月1日(金)

場 所：摂津市上下水道庁舎内

詳細は別途通知する。

② 所要時間

プレゼンテーション：40 分以内

質疑応答：15 分程度

③ その他

ア プレゼンテーションの順番については、原則、提案書等を受け付けた順とする。ただし提出書類を改変した場合は、改変後書類の提出時を受付順とする。

イ プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に報告し、使用するパソコン及びプロジェクター等の機器は各参加者で用意しスクリーンは市で用意する。

ウ プレゼンテーション会場への出入り、控室での待機等については摂津市の指示に従うこと。

エ プレゼンテーション出席者は5名以内とする。

オ プレゼンテーションにおける説明は業務提案書等に記載した内容に限るものとし、当日の追加資料は認めない。

カ プレゼンテーションは非公開で実施する。

(3) 評価項目及び評価内容

「【別表】摂津市水道マッピングシステム再構築及び保守業務委託 選定評価基準表」のとおり。

(4) 受託候補者の特定

- ① 審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として特定する。
- ② 受託候補者はあらかじめ発注者が定めた最低基準点を満たしている者とする。
- ③ 参加者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定するが、最低基準点を満たさない場合、または参加者がいない場合は、再度公募を行うものとする。
- ④ 同一点数が2者以上となった場合は、見積書の金額が最も低い参加者を上位とし、見積書の金額が同額の場合、くじにより特定するものとする。

9. 審査結果

審査結果は令和5年9月5日(火)(予定)に参加者全てに電子メールで通知する。

なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

10. 審査結果の公表

審査結果は、以下のとおり摂津市ホームページにおいて公表する。

- ・受託候補者の名称
- ・全参加者の名称(五十音順)
- ・全参加者の点数(得点順)

※参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

なお、審査の経緯及び結果に対する異議の申立て並びに合計点及び順位以外の評価内容の開示請求には応じない。

11. 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- (1) プロポーザル手続きにおいて提出すべき書類について、この実施要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかった場合。
- (2) 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。
- (4) プレゼンテーションに正当な理由なく欠席した場合。
- (5) 実施要領等に違反すると認められた場合。
- (6) 見積書の金額が提案上限額に定める額を超過したとき。
- (7) その他、著しく信義に反する行為があった場合。

12. 契約に関する事項

(1) 契約交渉

市と受託候補者は本システムの要件について協議し、仕様書を確定させたうえで契約を締結する。ただし、以下のいずれかに該当し、受託候補者と契約が締結できない場合には、次に得点が高い者から順に契約交渉を行う。

- ① 受託候補者が審査後、本要領4に定める「参加資格」を満たすことができなくなったとき。
- ② 受託候補者と契約交渉が成立しないとき。
- ③ 受託候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- ④ その他の理由により、受託候補者と契約の締結が不可能となったとき。

(2) 契約締結日

令和5年9月8日(金) (予定)

13. その他留意事項

- (1) 応募に要する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 緊急又はやむを得ない理由により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、延期することがある。
- (3) 複数種類の提案書の提出はできない。
- (4) 参加表明書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日正午までに辞退届(様式9)を提出すること。
- (5) 参加者は参加表明書の提出をもって、この実施要領及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。